

西広島駅北口地区まちづくりニュース

第15号（令和元年6月） 広島市都市整備局西広島駅北口地区区画整理事務所

第1回西広島駅北口土地区画整理事業の勉強会の報告

令和元年 6月 6日（木）、己斐公民館において、第1回目の西広島駅北口土地区画整理事業の勉強会を開催しました。

多数のご出席、ありがとうございました。

【勉強会の概要】

参加者：63名

- 説明内容：
- 1 土地区画整理審議会の設置について
 - 2 権利申告について
 - 3 意向調査について
 - 4 今後のスケジュールについて
 - 5 土地の先行取得のについて



勉強会の様子

○ 質疑応答や意見（主なもの）

Q1： 土地区画整理審議会選挙の代理投票はできるのか。

A1： 土地区画整理法では、代理投票が認められていません。

Q2： 高齢者の場合、付き添いによる投票は可能か。

A2： 高齢者等で補助が必要な方は、投票所係員が補助します。車椅子等の準備もいたします。

お願い

土地区画整理審議会の設置に向けて、審議会委員選挙の手続きを進めて参ります。

土地所有者の方や借地権（土地を借りて、建物を建て、地代を払っている方）をお持ちの方で、審議会委員に興味をお持ちの方や、もう少し話を聞いてみたい方がございましたら、当事務所までご連絡下さい。

また、登記名義人が死亡されている場合や、借地権をお持ちの方、宅地あるいは借地を複数人で共有されている方などは、届出や申告、通知などの手続きをお願いします。

お知らせ

施行条例のホームページ掲載について

施行条例は、広島市役所のホームページの以下のアドレスからご覧になれます。

（広島市報「定期第1067号」の30から33ページに全文が掲載されております。）

http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1545782723616/simple/teiki1067_1_122.pdf

お 知 ら せ

借地権の申告について

土地区画整理事業を円滑に進めるためには、土地の権利関係を把握することが必要となります。

土地の所有権については、土地の登記簿で調査を行いますが、借地権など所有権以外の権利で、法務局に登録されていないものについては、確認ができないため、権利者の皆さんに権利の申告をして頂く必要があります。

申告方法：申告書は必要事項を記入の上、原則として、借地権者と宅地所有者が連署し、双方の印鑑登録証明書を添付していただくこととなります。土地所有者等の連署が得られない場合は、当該権利を証する書類を添えて申告してください。

【必要書類】

- ・借地権申告書（両面印刷してください）
- ・借地権を証する書類（借地権設定契約書等の写し）
- ・署名した者の印鑑登録証明書（発行の日から6ヶ月以内のもの）

なお、借地権の申告は、事業期間中、随時受け付けていますが、この度行う土地区画整理審議会委員選挙にご参加いただくため、下記により提出をお願いします。

提出期限：令和元年 7月25日（木）まで

※提出は、期限内に下記の事務所にご持参又は郵送してください。

【ご持参の場合】

開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

【郵送の場合】

令和元年 7月25日（木）必着

申告書：申告書の様式は、下記の事務所で配布しています。また、広島市役所のホームページ（下記のアドレス）から入手できます。

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1559537132411/index.html>

借地権の申告や、借地権以外の権利申告・届出等について、ご不明な点がございましたら、当事務所までお問い合わせください。

事務所：〒733-8530

（提出先） 西区福島町二丁目2番1号（西区役所3階）

西広島駅北口地区区画整理事務所

電話番号：082-532-5122

○ 連絡先

広島市 都市整備局 都市機能調整部 西広島駅北口地区区画整理事務所

担当：大津、岩見

電話番号：082-532-5122

Eメール：nishihiro@city.hiroshima.lg.jp